

議会改革推進会議「検討部会」会議録

令和元年5月10日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 令和元年5月10日(金) 午前9時59分～午前11時20分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員
部会長 服部孝規
副部長 今岡翔平
部会員 森美和子 鈴木達夫 岡本公秀
会長 小坂直親
副会長 中崎孝彦
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局
事務局長 草川博昭 議事調査課長 渡邊靖文
水越いづみ 村主健太郎
- 6 案件
1. 第55回検討部会の確認事項について
2. 議会改革白書2019への掲載内容の確認について
3. 議題
(1) 監視及び評価をどのように行っていくのか(通年議会について)
(2) 議会改革推進会議規程の一部改正について
4. その他
- 7 経過 次のとおり

午前9時59分 開会

○部会長（服部孝規君） おはようございます。

きょうは引き続き、通年議会を中心に議論をしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、56回の検討会を事項書に従って進めさせていただきます。

まず、1つ目、第55回検討部会の確認事項について、事務局よりお願いします。

○議会議務局員（村主健太郎君） それでは、第55回の検討部会の確認事項でございますが、まず（1）の監視及び評価をどのように行っていくのか（通年議会について）は、通年議会に関し、現段階での部会員の皆様のご意見を出していただき、この課題についてどのように取り組んでいくかをご協議いただきました。

その中で、特に会長からも、現状の全員協議会の市長報告に対する議員からの確認や質問などについても、通年制を採用することで本会議ができれば、そこで十分時間をとって展開できるのではないかと。また、仮に通年制を導入した際に、経費の増加や執行部の負担増はどうか。通年にした場合に常に緊張感を保てるか。

これらのことを踏まえて、通年議会の手法についてはやはり検討していくべきではないかのご意見をいただいております。

最終的に、通年議会に際しての課題を整理し、そして議員全員が共有して検討していくこと。また、それに際しては、四日市市議会などをベンチマーキングするとともに、一旦通年議会を導入したものの制度を廃止した議会の調査も行うこととし、また一方で、会議数がふえた議会についても調査をしていくという確認をしていただいております。

次に、機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について。

これは議長、常任委員会の委員会の委員の任期についてですが、委員の任期と密接にかかわって、現状の3常任委員会での委員会運営について、特に教育民生委員会に関しては、例えば議案数が多い場合は実情として質疑を調整してしまう部分が生じる。あるいは、特に3月定例会での源流条例などについては、理念は教民の所管で、事業実施は産建という構成でありましたが、単独の委員会での議論で果たして十分であったかといったご意見もありました。

その中で、複数所属にすることでどうかということや、産業建設委員会は、委員長を除く4人では多様な意見の反映が困難であるといったご意見もございました。

そこで、どういう方向で議論していくかについて検討することを確認していただいております。

以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 確認事項、よろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） それでは、2つ目の議会改革白書2019への掲載内容の確認ですけれども、これはありませんので、次に進みたいと思います。

きょうの大きな議題ですけれども、通年議会について、前回の議論を受けて、事務局のほうで資料をたくさん用意をしていただきました。この資料に基づいて、きょうも皆さんの議論を続けていきたいと思います。

まず、資料について、事務局のほうから説明をお願いします。

○議会事務局員（村主健太郎君） それでは、まず資料1の検討課題カルテをごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、毎回出させていただいておるんですが、特に今回、通年議会について見渡した中で、1枚めくっていただきまして、青字の部分で、実は平成30年7月30、31日に議会運営委員会さんのほうが、枚方市議会と小松島市議会を視察しております、通年議会をテーマにして。こちらのほうを追記させていただくということと、それから、現状、下の地方自治法の関係法令の条文なんです、101条のいわゆる招集に関するものだけを表示しておったところでございますが、通年議会にかかわりましては、現行の会期や通年の定例会方式の場合には、定例会の回数を1回とするということで、関係する条文として102条2項にこの回数コントロールがあります。

それからもう一つ、3枚目なんです、平成24年の自治法改正で創設されました通年会期方式についての102条の2を、新たに関係条文として追加させていただきたいと思います。

こちらについては以上でございます。

引き続き、資料2のほうに入ります。

A3の資料2の通年議会のメリット・デメリットについてでございますが、これは事務局のほうで他市議会の検討資料や文献などに基きまして、通年議会とした場合のメリットとデメリットを拾い上げてみました。

まず、左端のキーワードで区分をしております。

①の会議の開催（招集）についてですが、メリットとしては、会期中は市長の招集によらずとも議会の判断で会議を開くことができる。招集回数につきましては、定例会方式は会期を1年としますので、1年に1回、通年会期方式は改選時に招集して以降2年目以降はみなし招集となりますので、定例日には自動的に会議が始まります。ですので、4年に1回となります。

ここで、資料2-2のほうで、いわゆる定例議会の方式での比較検討を行っております。これは実際に通年議会をするかどうかというときに、通年定例会方式と通年会期方式を比較するということになると思うんですけども、少し2つのやり方でメリット・デメリット的な部分がございますので、参考としてお示ししてございます。

資料2-2なんです、特にこのメリットの部分ですが、基本的には同じでございますが、定例会方式は定例月議会を年4回とするのが基本でございます、必要に応じ議会の判断で、多くの場合は緊急議会という呼び方で現在の臨時会的な会議を開催しています。

横に参りまして、これに対して、通年会期方式では、3、6、9、12月などで定例日を定めて会議を開催するもので、必要に応じ、またこれも議会の判断で随時開催日、あるいは随時会議という呼び方でこれも臨時会的な会議を開催するというので、メリットとしては定例会方式のほうが、法改正以前から従前の制度からの運用をスライドしておりますので、議会運営を大きく変更せずに通年化が可能なのではないかとされておりまして。

一方、通年会期方式におきましては、その横になりますけれども、定例日以外は年間の議事日程を自由に組み立てることができ、夜間や休日の開催等での柔軟な議事運営が容易になるとされておりまして。

ただし、この通年会期方式でダイナミックに議事日程を変更した議会は余りないようでございまして、例えば夜間や休日の議会につきましても、現行の会議規則で会議時間が10時から5時までと決

めておりますが、実際には議長が必要があると認めるときは時間変更ができるという規定がありますので、これで夜間議会も可能でございますし、同じく会議規則で、市の休日は休会とすると決めておりますが、これも特例がありまして、議長が特に必要があるときは休会の日でも会議を開くことができるとありますので、これらを活用して、必ずしも通年会期方式によらずとも夜間・休日議会は可能であると思われまます。

ただし、こちらのほうのメリットに書かせていただいておりますけれども、通年会期方式によりますと、例えば夜間、休日議会のような運用も含めまして、通年会期方式の制度には住民の傍聴機会の拡大や、議員のなり手の確保という法改正の趣旨もありますことから、定例日をあらかじめ決めておきますので、そういう形で会議日が固定しているので、日程の周知や議会の傍聴、参画につながりやすいという利点はあるかもしれません。

こちらの資料につきましては以上でございまして、3の資料2に戻っていただきまして、次に②の会期についてでございます。

まず、メリットとしましては、議案について十分な審議時間が確保できる。それから、議会の監視機能や政策立案機能等の強化、議会運営の充実・活性化が図られる、大規模災害などの緊急時に議会の判断で会議を開くことができる。行政課題や災害などの突発的な案件に対応できる。公聴会の開催に際しまして、一定期間の告示後、公述人の公募等を行う必要から大抵3週間程度必要でございますが、会期が長くなることで、公聴会制度が活用しやすくなる。それから、会期が長くなることで、市民の意向が議会審議に反映しやすくなるといったことが上げられます。

なお、公聴会制度につきましては、実際の運用のためには実施要綱などで詳細を定める必要がありまして、本市議会では請願者の趣旨説明は整備しましたが、こちらのほうはまだ未整備でございます。ただ、実際に開催しようとしても、非常に手続が煩雑で、今のような1カ月の定例会ではなかなか活用できないことから、通年の会議であれば可能性が高まるということがございました。

それから、最後に実態として書かせていただいておりますが、一般的に通年議会にはこれらのメリットがあると言われておりますが、通年議会を導入していても、ほぼ、ほとんどの議会と言っていいかと思いますが、実質的な審議を3、6、9、12月にしているという実態であるということがあります。

横に行きまして、一方でデメリットとしましては、本会議の会議数がふえる可能性があるということでございます。

可能性があるということですが、先ほど申し上げたように、通年導入後も現行の年4回の定例会をベースに、いわゆる臨時会のかわりに緊急随時の議会を実施している議会が多いことから、極端に会議の数が増大したというケースは少ないのではないかと思います。

次に、③の専決処分についてでございますが、メリットとしては、議会招集の時間的余裕がないという理由による専決処分179条の専決ができない、なくなるということでございます。

なお、亀山市の専決処分につきましては、資料2-3として、過去6年間の専決処分の件数を180条によるものも含めまして、お示ししてございます。大体179条の専決は年平均3件ぐらいかと思われまますので、ごらんおきください。

こちらの専決処分につきましては、デメリットとしましては、専決処分の減少はすなわち議案の増加となりまして、会議の増加や事務手続の発生につながる可能性はあります。議案が増加するというこ

とでございます。

また、これは他市議会の検討資料にあったのですが、長崎県議会の事例なんです、専決処分がなくなることで、災害時に議会対応を執行部が優先して、現場対応が後回しになったとのことでもございました。

なお、ここには表示してございませんが、昨年議会運営委員会で枚方市議会を視察された際に、昨年6月に地震が発生したときに、執行部が議案作成に時間を要したために、地震は6月でしたが、7月によりやく緊急議会を開催して補正予算を、人件費とかブロック塀の除去の補助の審議を行ったそうですが、丁寧な審議が可能になりましたが、スピードを求めるのであれば専決処分対応のほうが早いというお話もあったようでございました。

次に、④の一般質問についてでございますが、これについてはメリット・デメリットの枠を外しております。

現在、一般質問は当市議会で定例会のときに実施しております。臨時会では一般質問を実施しておりません。これにつきましては、臨時会は必要があるときにおいて、特定の事件に限ってこれを審議するために招集されますので、あらかじめ付議事件の告示が必要となります。ですので、付議事件に関係のない一般質問はできないこととなっております。しかし、通年の会期とした場合に、例えば先ほどの定例会方式の定例月と定例月の間などで、緊急議会を開こうとする場合は、招集告示などは必要ないということの中で、付議事件に拘束されませんので、理論的には一般質問だけで会議を開くことも可能ではないかと思われま。

このことについて、他市議会の状況を調べてみました。しかし、通年制をとっていても基本的に従前の年4回定例会型でございまして、一般質問につきましては、こちらにお示ししておりますように運用規程や実施要綱の中で、一般質問は各定例月議会において行うとしているところばかりでした。

ただ、大阪の大東市議会さんは一般質問は特別議会では行わない。この特別議会というのはいわゆる緊急議会とか従前の臨時会的な会議のことを言いますが、ほかのところと逆の表現で定めておりましたので、なぜそのようにされたのかという経緯も聞いてみたのですが、基本的にはやっぱり従前の定例会型を踏襲するために、臨時会的な特別議会では一般質問を行わないこととしたという理由でございました。

これらの市議会さんにおいては、基本的には通年議会の導入理由として専決処分の解消であるとか、委員会の活動能力のアップが主であって、例えばいつでも執行部への一般質問ができる体制にするというような発想は基本的にはなかったようでございました。

これらのことから、一般的な通年議会のメリットとして、一般質問の機会が大きく拡充されると言えるかどうか、積極的メリットの枠におさめられなかったというのが、この枠を外した理由でございます。

続きまして、⑤の常任委員会についてでございます。

こちらにつきましては、メリットとして閉会中の継続調査の議決が不要となりまして、委員会活動の自由度が増すということがあります。現在、当市議会でも12月定例会で、特定のテーマを閉会中の継続調査とし、以降、それに限定して閉会中も所管事務調査の委員会を開催しておりますが、通年の会期ではこの必要がなくなります。

ただ一方で、デメリットとしては、委員会の数がふえる可能性があるということですが、今回通年議会の四日市市議会にちょっと電話でお問い合わせをした際に、事務局の方がおっしゃっていただいたのが、四日市でも通年議会で、委員会を閉会中の継続調査としていないのですが、通年を導入して間もなくはテーマを限定せずに委員会でテーマをどんどんつくっていけるので、所管に関することがどんどんやっていると、閉会中というか休会中も。ですので、極端に1カ月に所管事務調査で3回会議を開催するとかということで、どんどん次のテーマに行けるので、そういうようなことでちょっと会議日数がふえたと。さすがに、説明のために出席する執行部さんの負担も大きいということも含めて、最近では月1回程度が定着してきたということでした。

その四日市市議会を他市議会さんが視察されたときの感想で、委員会の日数が1.7倍にふえたという例示もあったのは事実でございます。

それから、次に⑥の議員の活動というカテゴリーで、メリット・デメリットを表示させていただいております。こちらにつきましては、メリットとしては、審査案件が増加しますので、監視機能の幅が拡大いたします。議員相互の討議の機会や議員提出議案等を提案できる機会がふえることで、議会活性化や政策立案等の機能強化が図られる。それから、意見書や決議等の議案が適時に提出できるということが挙げられます。

これに対して、デメリットとしましては、やはり会議による拘束時間がふえるという可能性はあります。なお、先ほども申し上げましたが、四日市市議会では委員会の日数がふえたということでしたが、一方で余り変わらないとか、愛知県の豊明市なんかの検証資料でいくと、そういうようなことでした。

いわゆる定例会議は変わらないが、緊急会議に係る経費がふえるなどの例も散見されましたが、先ほどの会期についてのところでも申し上げましたが、極端に会議数が増大することはないのではないかとこのところでございます。

それで、今回、調査をする中で、インターネットから入手した資料としまして、お手元に配付の通年議会の充実のための議員アンケートというものがございます。こちらのほうにつきましては、三重県議会が、平成20年から24年までの間に一度定例会を年2回制にされまして、平成25年1月から現行の年1回制の通年議会に移行した後に、当時の議長の発案で議員さんに対して実施したアンケートの集計結果で、県の代表者会議の資料でございます。

こちらの7ページを特に見ていただきますと、いろんな意見が出ているんですけども、例えば質問が地域での議員活動等の時間が少なくなるというような質問に対して、42%の議員さんが余り問題がない。つまり、通年になってもスケジュール的に基本的に問題がないと回答はされているようです。

もちろん、地域での活動の時間が減ったという意見もございます。

ほかの部分はまた参考に見ていただけたらと思うんですが、次に資料の2-5ですが、こちらは宮崎県の日向市議会の議会運営委員会さんが四日市市議会を視察されたときの報告書でございます。

これをそのままとってきてしまったんですが、9ページのほうに、通年議会のメリット・デメリットというのを視察報告として表示されておまして、先ほどからの四日市市議会のことにつきまして、9ページの下の方、デメリットとして緊急議会による議員活動への影響や、本会議、委員会の日数増などが上げられております。

ほかの部分もまた見ていただきたいのですが、次に資料の2-6にお願いしたいと思います。

こちらのA4の縦の、これは奈良県の生駒市議会さんが議会運営委員会として長崎県議会を視察されたときの報告でございます。

長崎県議会は、恐らく全国で唯一、通年議会を導入して2年で制度を廃止されてしまった議会ですが、この報告の3ページ目の下のほうから廃止の理由が書かれております。

これは生駒市さんが視察されたので、このような話があったんやと思うんですけども、よくネットとかで導入時から全会一致ではなくて時期尚早であったということが上げられておりますが、事実として②に、議員の地域活動が制約されたといったことも上げられておるのは事実でございます。

この議員の活動ということにかかわりまして、これらをどう捉えるかといった部分がありますが、一般的には議員の拘束時間が極端に増加するということはないのではないかとという印象でございます。

次に、⑦の執行機関についてのメリットでございますが、こちらのほうは、やはり適時議案を提出できるというメリットがございます。

括弧で書いてあるように、補正予算であるとか法改正に伴う条例整備、特に年度末の専決処分に対応しておるもの等もそうですね。それから、契約にかかわる議案などについては、緊急的に必要であれば、定例会を待たずに議会と調整の上で会議を開いてもらって、執行部としては、議案として提案して審議してもらえらる機会があるということでございます。

こちらに対して、デメリットとしては、議会对応に当たる職員の拘束時間が増加することで、行政事務や住民サービスの低下を招くおそれがあるとしてございます。

先ほどの資料2-4の三重県議会のアンケートの6ページなどでは、あくまで議員さんへのアンケートですので、執行部はどうやったかというのはあるんですけども、議員さんから見た通年化による執行機関の行政効率についての意見が載っております。こちらのような結果でございました。それでいくと、余り問題がないというのが50%程度を占めておりますかね。

当然、議員目線から見て、かなり問題がある、ある程度問題があると、急な議会对応に追われていると感じるときが、そのように見えるというようなこともあったようでございます。

それから、先ほどの資料2-5の四日市の視察報告でも、デメリットの部分で、先ほどは割愛しましたが、同じように緊急議会で執行部も対応が煩雑化する。委員会への執行部の出席がふえ負担増というようなことが紹介されたようです。

廃止をされた長崎県議会でも、最後のページのところで、執行部の職員の負担増が上げられておるのは事実でございます。

次に、⑧の費用弁償についてでございますが、こちらにつきましては、デメリットとしては会議数の増加によって費用弁償が増大する可能性があるということでございます。

先ほどからの四日市市議会の視察報告の中でも、会議の回数が増え、出張旅費等の経費が増加、旅費の経費が増加といった記載がありますが、当検討部会が平成28年に株式会社ぎょうせいに来ていただいて、検討部会で通年制の説明をしていただいた際には、費用弁償が極端に増加した例は見られないという紹介がありました。

例えば、増加例としては、北海道のある町では、議会の費用が6,100万円だったところが6,400万円になり、300万程度増、一方で、減少例として、宮城県の蔵王町議会などでは、1億400万の費用が1億200万に減ということで、こちらのほうは会議をまとめられたのかというような

こともあるんですけども、なかなかこの費用弁償につきまして、野放図に経費が増加するということは、一概には言いにくいのではないかと考えられます。

次に、⑨の請願・陳情についてでございますが、こちらのほうのメリットとしては、請願・陳情の審査が随時可能になると考えられます。ただ、これにつきましても、先行議会では従前どおり請願が提出された日の直近の3、6、9、12月の定例月議会で審査をしております。特段、審査の迅速化を図っていないようではございます。

一方で、請願を1年中受け付けて、本会議で所管の委員会に付託していたところを通年にしたので、議長職権で委員会に付託できるようにして、委員会が一年を通じて請願の審査ができるようにした柏崎市議会のような例もございます。

次に、⑩の一事不再議についてでございます。

こちらのほうはデメリットとして上げておるんですが、会期を通年とすることで一事不再議の適用範囲が広がるということでもあります。一事不再議は、同一会期中に一度議決された事件については再び審議をしないという原則でございますが、会期を通年によって1年など長期にすることで、その期間の幅が広がってしまうということもございます。

ただ、こちらにも書かせていただいておりますように、通年議会としている市議会では、会議規則の改正をすることで対応しております。例えば通年化する前は、棒線で消してありますが一事不再議は同一会期中はだめだよとしていたのを、同一議会会期中、つまり定例月議会という単位の期間中はだめだよというふうに変えまして、だから次の定例月議会ではいいよというふうに変えて問題を回避しておったりする例があります。

一事不再議についてはこのぐらいなんですけれども、次に⑪の議員報酬についてでございますが、こちらはデメリットのほうで書かせていただきましたが、仮に通年議会で会議日数が増加した場合には、現在の議員報酬額でどうなのか、何らかの見直しが必要になるのかなどということについて、投げかけだけをさせていただきます。

次に、⑫の議会事務局の事務等でございますが、当然ながら会議数が増加した場合には、議員、執行部との日程調整や資料作成、会議後の会議録の調製等の事務は一定量発生するであろうということです。

最後にその他ですが、通年化によって会議数が増えまして、議会活動がさらに活性化した場合には、現在行っている議会中継やネット配信、定例会ごとの議会報告番組「こんにちは！市議会です」や、議会だよりにつきましても、その頻度とか内容が拡充されまじょうし、それがさらなる情報発信や審議過程の透明化に資することになると思われます。

当然、一方でその分の経費の増加が見込まれるだろうということで、デメリットも上げさせていただきます。

資料2と補足資料についての説明は以上でございます。長時間済みませんでした。

○部会長（服部孝規君） 今、一通り説明をいただきましたので、また、前回同様自由にご意見をいただければと思います。

私から1つ、この⑪の議員報酬のことをデメリットに上げてあるけれども、これは一般質問と同様にメリット・デメリットの枠を外したほうがええんと違うかな。

メリットでもデメリットでもない、要するにバランスがどうなるんかという問題なんで、デメリ

ットのほうに入れるというのもどうかという気がしました。

それは私の意見です。

どなたからでも結構です、ご意見いただきたいと思います。

鈴木委員。

○部会員（鈴木達夫君） おはようございます。

2回、3回ほど、この通年議会について議論をしているわけなんですけれども、やはり、特に専決に対する対応、それから大きな災害対応に対して議会がどう対応できるかというのが大きな通年議会のような気がしますが、今①からその他の⑬まで、ずうっと資料に基づいて説明をいただきましたが、やはり通年議会による大きなメリットというものを余り感じる事ができない。議会の持つ監視あるいは評価機能が通年議会でないと果たせないという理由は、余り見出せない。現状の会期制の中で我々の働き方というのかな、議員活動、あるいは議会活動の中で、私的には十分に対応できるんじゃないかというような感じがしました。以上です。

○部会長（服部孝規君） ありがとうございます。

どうぞ、ご自由に。

一通り、意見をお聞きしたいと思いますので。

○副部会長（今岡翔平君） 説明を聞きたいところが2つありまして、1つは四日市市議会がどんどん所管を次のテーマに進めていけるという説明をしたところを、もう一回ちょっと聞きたいというのと……。

○部会長（服部孝規君） 1つずつ行こう。

事務局、どうぞ。

○議会事務局員（村主健太郎君） 閉会中の継続調査で、今テーマを限定して当市議会では閉会中でも委員会を開催して、そのテーマについて調査研究をしていただいています。四日市市議会でその閉会中の継続調査の申し出をなくした際に、特定のテーマについてだけではなくて、その委員会として所管することを、例えば会議ごとにいろんなことについて委員会として取り組めるので、例えば今でしたら一つの働き方改革についてというテーマで一年を通じて提言まで行くんですけども、そちらのほうを例えばそれについてはもう2回ぐらいで委員会が終わって、次にはまた次の所管のテーマ、これがちょっと知りたいねということであれば、執行部に来ていただいて説明を受けて、それでいろいろ調査・研究をしてということで、テーマ、所管に関するものを幾つも扱えるようになって、極端に言えば一月に3回ぐらい所管事務だけで委員会をやるようになってしまったという導入時のことがあったということでした。

ですので、閉会中の継続調査という形で定例会に諮らずとも委員会として活動能力がありますので、その機会を待たずともどんどん委員会の判断で進めていけるということでした。

○部会長（服部孝規君） よろしい。ではもう一つ。

○副部会長（今岡翔平君） もう一点が一事不再議の適用について、もう一回聞きたいんですけど。

○議会事務局員（村主健太郎君） 一事不再議につきましては、先ほどの説明をもう一度させていただきますと、一事不再議の原則は、法律上は何も書いていないんですけども、基本的に会議の原則として、一度議題として議決をした案件につきましては、もう一度議題とはしないという会議の効率化を図るための約束でございまして、今ですと、会議規則の中で同一会期中はもうそれを議題としな

いというふうな規定をしています。

ただ、通年議会化をすると、会期が1年というスパンになりまして、その1年の会期というものをそのまま適用すると、一度議決をした事件はもう一度扱えない、1年間。

例えば、ちょっと変わったケースかも知れないですが、請願などでも、例示としてあったんですけども、一つ請願が出てきて、それについて例えば採択をしたとか、そういうようなケースがあると思うんですが、別の観点から同じような趣旨のものが出てきた場合にも、それをどうするのかとか、あと予算に関してもいろんな状況の変更でまた出してくる場合もあるわけですけども、補正予算についても。そういったものについて、会期が長い分、その一事不再議の原則をどこまで適用するのかという疑問が生じますので、一応当面としては会議規則をこのような形で、いわゆる会期中はとってしまうと長い時間それを拘束してしまうので、定例月議会、通年議会を適用したとしても、この定例月議会ごとで今のように、同じように、その中だけで完結していけるように会議規則の改正を行っているということでございます。

○部会長（服部孝規君） 意見のほうで、どなたか。

森委員。

○部会員（森 美和子君） ぎょうせいのほうで出していただいた通年議会の資料のもとで一度、こんな議論をさせてもらったときには、今のままでいいんじゃないかという形になりましたよね。

もっと具体的に、自分の中にすんと落ちるように、もう一回この通年議会というのを調べてみたいという思いから、今回のこのメリット・デメリットをもう一度見てみると、亀山市議会すごいなと思ったのと、ようやっておるなというのと、余りメリットないなあとこののをすごい感じてしまったんですけど。

十分今の対応でできるというか、私もどっちかというに通年議会をやりたいと思ってきたんですけど、余りやっぱり最初のぎょうせいが出してきたときのあれに戻ってしまうような、そんな気がします。多分、亀山市議会でこの通年議会を導入したとして、いつかはがあついろいろな内容がふえたとしても、多分ほかの議会がそうのように落ちついては来るのかなというのは思うんですけど、非常に残念やけど。

さっきの常任委員会の今岡委員の質問の中での、四日市市議会が月3回程度テーマをいろいろ変えてできるということも、協議会で十分、すごい対応できる、うちで十分今の状況でできるのかなということを感じました。

○部会長（服部孝規君） 岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） 僕も、先ほどのお二方と同じような、例えば、通年議会を採用して、議会改革ランキングの点数を上げようとか、そう思わんのやったら、別に今でいいと思うんですよ。

ランキングを上げよう、ランキングを上げようと思って、次々と前も何かやっておったような気がするんやわね。

それで、今回いろいろ説明を読むと、議長の判断によって通年議会は随時会議を開くことができると書いてありますわな。そうすると、そのときそのときの議長のキャラクターによってやたら会議、会議という人もおりや、逆の場合も出てきて、何か人が変わるとこんなに違うのというようなことになるのも、こういうこともあり得ると違うかな。

○部会長（服部孝規君） 念のために申し上げておきますが、議会ランキングを上げるためにという

のは一度もありませんので。というのは、議会報告会を入れればぼんと上がるんですわ。だからそれを狙うんなら強引に議会報告会を開けばいい。そんなことはしませんので、やっぱり皆さんの合意を得られたものから順次やっていって、結果としてランクがついてくるということで、この件についてはしっかり理解いただきたいと思います。

今岡委員。

○副部会長（今岡翔平君） 私は、デメリットの③と⑦が結構大きい問題かなと思ひまして、ほかの要因は議会の、議員の力で解決できるんですけど、例えば専決処分がなくなって、災害時に議会対応優先って、普通に考えてとんでもない話というか、現場の対応が先に決まっておるやないかと思うんですけど、現実問題、自分がふだん執行部とやりとりさせていただく中で、こういう問題ってやっぱり亀山市でも起こりかねない問題なのかなと思って、③と⑦がやっぱりデメリットとしてもすごく大きいと思ったので。

私たちが動きやすくスピードアップするということでもメリットがある部分もあるんでしょうけど、今の現状で解決できる部分が多いということと、我々の及ばないところでこんなに大きいデメリットが生じてしまうのは、ちょっと問題があるところかなというふうに感じました。

○部会長（服部孝規君） ほかにありますか。

今の、私も思ったのは、今岡委員が言われた、必ず執行部側、事務局も含めて負担がふえるのは間違いない。だから、それだけの中身があるものなら、それだけの負担をしてもらおうということはやぶさかでないやけれども、もし形だけで通年議会にただけのメリットがないような形で負担がふえるのであれば、それは余り意味がないなと。

だから、議員自身がやっぱりその辺の意識が変わってこないと、ただ3、6、9、12のやつがただ1年にポーンとなってというだけの形に実態としてなってしまうような通年議会の導入なら、結局負担がふえるだけで、メリットがないみたいな議論になってくるんで、やっぱりそこらのところでどう議員がメリットを生かし切れるのかということでない、それだけの負担をかける意味がなくなってくるやないかという。だから、そこらのところがどうなのかという議論はせんなんのかなと思います。

だから、負担がかかってでも、やっぱり議会としてはこれだけのメリットがあるから踏み切りたいみたいなことが要るやないかなというふうな気はします。だから、そこがあるのかないのかというところをやっぱり見きわめる必要があるかなと、今聞いていて感じました。

いかがですか。

森委員。

○部会員（森 美和子君） やっぱり今までの議会運営の中で、何のために通年議会を導入するのかというのが、いまいはっきりしないので、やっぱりちょっと今、非常に感じました、そういうことを。

○部会長（服部孝規君） 鈴木委員。

○部会員（鈴木達夫君） 前回のこの検討部会の中で、部会長ご発言されました、この議会の体制がともすると執行部優位の中で、やはり議会が優先をして、権能まではおっしゃらなかったんですけども、そういう体制も必要だからという考えのもとに、この通年議会も議論を考えの一つの中にあるというような発言を私は耳に残っているんですけど、この辺に関して、今我々委員が自分の感想を言

ったんですけど、どう思われるかちょっと聞きたいなど。

○部会長（服部孝規君） 先ほど言ったように、本来はそういう執行部優位の法律的な枠組みがあるので、できるだけ議会の力を発揮できるような形に制度上いらえるのであれば、iraいたい。

ところが、それにはやっぱり議員個々がそういう意識に立たないと、例えば会議がふえるでかなわんとかいうようなレベルで議論している間は、そういうことにならないと。だからもっと議会としての力をつけたいとか、議会としての役割を示したいということでの前向きな意識があつてこういうものを取り入れるのであれば、それなりの意味があるんだろけれども、議員のほうがこれを入れることによって負担がふえるのはかありませんというようなレベルの意識である間は、やっぱりそういう形になっていかないんじゃないかと。

だから、基本的にはそういうふうにしておるんやけれども、まだまだそこまで行っていないというのが、僕は今の状況かなというふうに認識していますけど。だから、そこまで本当に持っていかないと、先ほど言ったように形だけ入れても実質が伴わないというようなことが起こってくるんやないかと。だから、結局あつたのは、執行部なり事務局の職員の負担だけがふえてというようなことになってしまわないかという懸念はあるという、そういう感じです、今の。

○部会員（鈴木達夫君） もちろん今の発言でいいんですけども、この通年議会にしないと、部会長はやはり執行部優位の体制からおくれをとるという感覚はないわけですね。

部会長としてはやはり、通年議会のほうが好ましいという思いがまだおありかどうか。

○部会長（服部孝規君） そのほうが好ましいという部分はあります。

だから、問題はさっきも言ったようにそれを生かし切れるかどうか。その問題がやっぱり残ってくるんかなというふうに思いますので、生かし切れるだけの議員自体がやっぱり認識も意識も変えてというような状況になってくれば、これが生きるんやろうと思うんですけども、そういう状況にまだ今の時点ではないんかなという思いはします。

議長、副議長、何かご意見ありましたらいただきたいです。

○会長（小坂直親君） 通年議会については、何も議長の人によって変わるものでもないと思うんで、必要に応じての話なんで、議長によって報告するかしないかという、それはまた別の問題やと思うんやけど。

私が今までの経験の中でやっぱり専決処分をすることに対して、6月議会に報告があることに対して、異議を申し立てる人が割に多かつた。だからその専決処分に対しても、してしまったことは承認なんですけれども、特に税関係やつたんですけど、税制が変わるのが国会によって変わるので、専決処分をするんですけど、今回みたいな消費税に絡む、ああいう問題が出てくると、それを専決していいもんか、悪いもんか。議論は残しておく。そういうことが大きく解決するだろうと思うし、十分議論できるだろうというメリットはあると思うんで。

私は別に通年議会するから、年に3回、2遍にすればいいんだという話じゃなしに、本当に事態が変わったときだけで十分だと思うんで、特に災害、それから伝染病、国益に関すること、ある程度絞ったら3つか4つぐらいしかないと思うんで、そこらについて対応できるというメリットは、私は、それはそれとして、何も一年中するわけでも何でもないので。必要に応じてということやで。その判断さえ間違えなければ、何も通年議会ということにして専決処分と、若干のあれは諮ると思うんやけど。

執行部は、今の私が見ておる執行部は出さないですわ、情報を。だから、議会が混乱しておる。だから、その辺はもう少し、本来のやつも変えないかんですわ。通年議会がそれを解決するものではないと思うんやけど。

それだけ、監視機能を持っておるんやということだけを確認することが大事やと思うんですわな。

私は決して、あかんことではないと、あってもいいやないかという考えです。

○副会長（中崎孝彦君） 私もちよっと思ったんですけど、通年議会ということなんですけど、ここにも書いてあるのは、会期についてというところでも書いてもらってあるんですけど、多くの通年制の議会については、実質的な審議は3、6、9、12月にしておるといようなことがここに書いてもらってあって、私もそうかなと思うんですけど、一番問題は、僕が思っておるのは、今から災害対応ですね。これ今も岡委員も言われたけど、これになることで災害時の議会対応とか、そういうことでおくれるというの一番大きな問題やと思うんで、こういうものは臨時会も開けへんもんで、災害やもんでということをおもいます。

それともう一つは、亀山市議会は年1回、ことしは2回ありましたけど、臨時会というのを開いていますけど、いろんな案件が出てきたときに、例えば税の条例の改正とか、そんなの出てきますよね。こういうものは国の施策によって地方自治体に影響が出てきてこれをやるというようなことなので、その辺の情報をどういうふうに把握するのか知りませんが、こういうものに対しても、僕は、資料の2-3を見ておったんですけど、議会に後で報告して承認を得るということで、それでオーケーになるんですけど、こういうものの対応を臨時会では対応できやんのかと思っておったんです。こういうものを。例えば1日でも2日でもいいので、臨時会を開いて、こういうのが出てきますと、条例改正でこういう市民の負担も大きくなりますけどということで、臨時会で対応すれば、別に通年議会ということで縛る必要はないと僕は思うんです。

そう思いました。あくまでも通年議会ということではなしに、臨時会というようなことで対応はできやんのかなと。そうすれば、今言う③の専決処分の災害時のことというの、専決処分で行っていかないかん、早いところやらなあかんということですから、それは対応できるということで、僕はもっと臨時会というものを活用していく。臨時会にしても市長が招集するんですから、臨時会も市長が招集するんですが、市長としてはそういう国の施策とかいろんなことで、これは市民にはあれで、これは議会に議論してもらわなあかんということはおわかっておると思うんですから、それをあえて専決処分にして、安易と言ったら語弊がありますが、そのところはそう思います。

あくまでもそういう案件は、くどいようですけど、臨時会で対応はできないのかなというふうに思っています。

○部会長（服部孝規君） それについては、津市議会が、私も職員でおりましたのであれですけども、定例のごとく3月31日は臨時会なんですわ。だから、定例会は二十何日に終わるんやけれども、3月31日の臨時会は毎年あるんです。そこで、その税制改正の問題を議論するんですよ。だからもう、臨時会と言いながらも、この税制改正については津市議会では定例会みたいになっている。だから、ことしもたしか31日日曜日やったんですけども、開いています。夕方の何時からか。だから、そういう対応は十分できます。

ただ、最悪でも3月31日にはせんことには4月1日に間に合わんもんで31日にしておるんやと思うけどね。それは可能です。

一通り意見を出していただいて、今のところ、どちらかという、現行のままだでもやれるんじゃないかという意見が多いんです。ちょっとこれは提案なんですけれども、ここの議論だけではなしに、できれば議員全体の議論にしていきたいなと思いますので、ちょっと議長にお願いしたんですけど、20日の全協のときに、今こんな議論をしていますということで、特にこのメリット・デメリットのこの表を提示させてもらって、皆さん方に説明と、その場で意見を出していただければ意見を出していただいてということをやりたいなと思うんですが、いかがですか。

またそれをこの場に反映した形で、再度議論を進めていくという。だから、別に全協の中で報告はしますけれども、別に結論を出すわけでも何でもなく、中間報告的に、こちらから出させていただいて、それを受けた議員の意見を聞かせていただく。議員の意見聴取みたいな形で、全協の場を使わせていただければいいかなというふうにならうと議長にはお話ししたんですけども、皆さんいかがですかね。

あくまでも結論は出さないと。だからその場で出た意見はそれで聞かせてもらうだけということ。

○議事調査課長（渡邊靖文君） 検討部会を、その大もとへ戻すということは、推進会議でやったらどうかと思うので、だから全協を終わって推進会議を開いていただいて、そこで全員です。

○部会長（服部孝規君） 推進会議でね、そうやね。それは推進会議に戻さんと、全協へ行くというのはちょっとあれやな。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） 今回の提案、推進会議を全協後に開いて、その中で結論を求めるものではなく、意見を聴取したいということで、今こんな議論をしていますよという。

いかがですか、そういうことで。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） それでは、そんなことでとりあえず、きょうの議論はこれでおさめて、またそういう推進会議の議論を受けて、また再度議論したいというふうには。

休憩しましょうか。11時5分まで。

午前10時53分 休憩

午前11時02分 再開

○部会長（服部孝規君） それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

それでは、再度確認ですけれども、通年議会については、20日の全協の後に推進会議を開いていただいて、そこで中間的にこういう議論を今していますという報告をさせていただいて、それについての意見を聞かせていただくという形で、また再度検討部会にそれを戻していきたいというふうには思いますので、よろしくをお願いします。

2つ目の議会改革推進会議規程の一部改正についてということで、事務局のほうで説明を願います。

○議会事務局員（村主健太郎君） 資料3の新旧対照表をごらんください。

今回ちょっと提案理由としてはおつけしてありませんが、検討部会の組織に現在各会派から選出された議員を部会員として組織しておりますが、こちらのほうに今会派に所属されない議員さんも必要であれば部会員とすることができるということを考えてはどうかというような発案でございます。

資料3の新旧対照表でございますが、右側の改正前、検討部会の組織については、現在の8条の第1項で検討部会は各会派から選出された議員を部会員として組織するとしておりますが、左側の改正

後に参りまして、第2項として新たに前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは会派に所属しない議員も部会員とすることができると、会長の判断による特例を規定するものです。

これに伴いまして、現在第2項では、推進会議の会長及び副会長は前項の部会員には含まないとしておりますので、この規定を今回にあわせて、第1項の段階で会長及び副会長を除くという形で盛り込みまして、現行の第2項はこの特例規定のほうに全部改正をしてはどうかという案でございます。

あわせまして、会派から部会員さんは1人が選出されるということでございますので、ちょっと整備として1人ずつと加えさせていただきます。

あと、今回の改正と直接の関係はございませんですけれども、現行の第10条の第1項で、検討部会のことを部会と呼ばしめておるんですけれども、このような略称はほかの部分では使われておりませんので、この規定の中では、もう検討部会と明記させていただきたいと思えます。

2枚目の欄外につきましては、現在全員協議会の補助機関として政策検討部会がございますが、この政策検討部会につきましても、部会員につきましては、議長が必要と認めるときは、会派に所属しない議員も部会員とすることができるという規定がありますことから、今回の改正に参考としたものでございます。

改正案の説明は以上です。

○部会長（服部孝規君） この提案については、今18人の議員のうち5名が会派に属さない議員ということで、非常にそこの比重が大きくなっておりまして、1人、2人のときにはそんなに問題ないと思うんですけれども、やっぱりたたき台をつくる検討部会に18分の13の議論ということになってしまうので、そこらはいくまでも決定機関ではないという意味もあって、そこにできるだけ多くの意見を反映させたほうがいいのではないかとということで、そのときそのときの状況に応じてですけども、例えば何人であればすとかいうようなのは決めませんけれども、やっぱりそういう必要性があるという場合には、無会派からも部員を選出できるというふうな規定にしてはどうかというのが提案理由でございます。

意見をお聞きしたいと思います。

森委員。

○部会員（森 美和子君） 今部会長がおっしゃったように、私もこれ読んだときには何人という、たった1人でも入れるのかという思いがありましたけれども、会長が必要と認めるときという文言が入っていますので、それは十分対処できると思えます。いいと思えます。

○部会長（服部孝規君） ほかの方は。

岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） この会派に所属しない議員というのは、状況によってふえたり減ったり、当然するわけですけども、それは例えばその人物を決定するに当たっては特に決めはなしで、誰か入りたい者があったら検討部会入るといって手を挙げてくれとか、あんたらの中で例えば5人無会派がおったら5人の中で1人だけ入れてやろうとか、そこら辺の細かい話になってくると、その場その場で決めていくようなわけで、できるやでね。することができるやで、例えば2人ぐらい無会派がおって、入れてくれと言っても、いや入れないよと言ってもいいわけだよな。

○部会長（服部孝規君） 理屈はそうやわな。

○部会員（岡本公秀君） 理屈的にはね。そういう細かい話は、その場その場の状況を見ながら決め

るというようなことになるわけですか。

○部会長（服部孝規君） 特にその何人いれば何人入れるとか、そういう細かい規定はつくらないほうがいいのかと思う。だから、あくまでも希望があればそれに対してどうするかを判断すると。

だから、5人が5人も希望されたら、じゃあ受け入れるんかという話になるんで、ほかの会派との絡みもあるんで、そこはやっぱりどうしてもブレーキをかけやんならんということも出てくると思うんですけども、趣旨としては、一定数無会派から入っていただいて、そのことはこの中で了承されれば、やっていけるんじゃないかというふうに思います。

だから、先ほど森委員が言われたように、1人でも入れるのかという話になる。だから、それは必ずしも1人でも入れるという話ではないんやけれども、そこは判断をしていかないかかなと、必要に応じてというふうなことで、判断していかんならんのかなというふうに思いますけど。

鈴木委員。

○部会員（鈴木達夫君） 今、規程の中で議運の委員と広聴広報委員、これは各会派から複数。

ただ、政策検討部会とか、駅前の特別委員会、これも実際実態的には無会派の方も入られている。それから、前段おっしゃったように広く、これは決定機関ではないものですから、意見を募るという意味では無会派の方も、そういう形に私はなってもいいと思う。

ただし、当然これ、確認ですけど、ここで決めることじゃなくていわゆる全体の推進会議で決定をするということだけ、確認。

○部会長（服部孝規君） それと、一つ課題としてあるのは、基本条例の中に第6条で会派というのが決めてあります。

第8条、議員は議員活動を行うため、政策を中心とした同一理念を共有する議員で会派を結成することができる。2、会派は政策の立案、決定、提言等に関し、合意形成に努めるものとする。いわゆる会派制をとっていますよということを、亀山の議会の場合には明記してある。

そういう前提のもとに、この検討部会も会派の中からという規定にしてある。だから、そういう意味で、この基本条例との絡みはどうかという検討も必要ではないかなと。だから、この会派制をとっていますということと、こういう形で検討部会に無会派の議員を入れることの整合性もやっぱり問われてくるのかなというふうに思います。

その点についてはいかがですかね。

岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） 僕は、たとえ無会派が5人おろうが6人おろうが、好きで無会派でおるんやで、どこの会派も入れやんというわけとは違うし、だからそれはもうこういうところから、悪いけれども除外されるということは当然あるわけやから、それを承知で無会派におるとのことやから、特によっぽどやない限り無会派の人を入れる必要はないと思います。だらだらになってくるとあかんで、そう思います。

○部会長（服部孝規君） 今岡委員。

○副部会長（今岡翔平君） 私は、もう政策検討部会と駅前だったり、あるいは広域連合とか、会派制をとっている人から選べる権利があつて、結局無会派の方に回ってしまっているとかいう現状もあつたりとか、特に政策検討部会と駅前でもう現状があるので、これに関しても、これだけルールをつくってだめですということは、逆にほかの2つを見てできないかなと思うので、説明がつかないと思

うので、私は問題ないというふうに考えます。

○部会長（服部孝規君） 森さん、その基本条例をつくったときからお見えですから、そこらどう考える。

○部会員（森 美和子君） まさか、こんなにたくさん無会派の方が見える状況になるなんてことは想像もつかなかったので、ただ、やっぱり同じように市民の方から選ばれた議員としての発言をする機会というのは、基本条例の中では会派という一つのくくりはつくりましたが、意見を聴取する部分では、私は必要、あっていいもの。ただ、それを変えないかとかいうことにはならないと思いますけど、反対はしません。

○部会長（服部孝規君） 例えば、議会運営委員会というのは、議会の運営をどうするかという議論になるんで、会派制をとっている以上、会派の議員というようなことが出てくるんやと思うんですけども、あくまでもここは一つの合意形成を得る段階の意見聴取をしたり、議論をしたりする場なので、そこまで会派制にこだわる必要はないのかなと、私は考えているわけです。

政策検討部会もそうだろうと思うし、そういう意味では別に広く意見が聞けるという意味でいいんではないかなという判断をしています。

だから、会派制をとっている以上守らなきゃならんという部分と、いや、会派制をとっているけれども、この部分まではいいやないかという部分で判断していけばいいのかなと。だから、そういう検討部会に無会派の人を入れるということについては、会派制が崩れるとか、例えば、何やったら会派に入らんと無会派におったほうがいいやないかという議論には、必ずしもならんだろうというふうに思いますので、そんなふうなことで私は思っています。

議長、副議長、何かご意見ありましたら。

○会長（小坂直親君） 今、いろんな会派があるんやけど、従前は3人やったんですよ。会派構成は、それを私が議長のときに2人制にした。それに対する批判も受けています。だからあかんのやという。そのときに2人制にしたときについても、3つばかりあったんです、2人のところが。政党政治を名乗っておるやないかという一つの大きなくくりもあった。だから、それを含めて2名にしようかというので、本来3人でなけりゃならんのを2人にしたときの会派とは一体何ぞやという話ですね。

だから、会派に入っておらな議員ではないというような意見を言われたら、それはほかのがかわいそうやと思う、やっぱり。ルールはルールとしてあったとして、多くの意見を聞くということは、なぜ入らんねやということは、それはそれなりの入るか結成する、政治的意見が合わんもんは別に結成する必要ないですよ、やっぱり。自分個人で活動すればいいんであって。

だからそれは、協調する人は協調する人であってもいいと思うし、こういう一つの間として、議員構成としては会派制度をとっているんだから、会派の意見をするけど、事務局が大変なんですよ、無会派に説明するのは、4人が4人とも。だから、無会派の私が議長をするというのは矛盾するわけ、そういうことを言われるんやったら。会派制度をとるんやったら私が今議長をしていること自体が矛盾しておる。

そうやで、そういうことまで追及するとおかしくなる。だから、この場でその都度その都度、多くの意見を聞くんであれば、ルールに乗っかるのが、議運とかそういうのはいいけど、それはそれで門戸を開いて、1ないし2名でできるだけ多くの方を入れてやるというのは、私はそれが平等やと思う。

会派があるから全て会派で物を決めること自体があるんやなくて、それであれば私が議長をするこ

となんやから、私すんなりやめていくんやでき。そのこと自体がおかしい。そういうことを言うと、だから無会派は数に入れるなという、そういう意見を言う人がいるというのは、私は矛盾すると。そのときは2人会派をするときにかなり議論をしたはずや。今まで何十年してきた3人以上という会派を2人にするときに、私は世間からいろいろ言われたですよ。だから議会運営がうまくいかんねやということも言われています。だけど、決めた以上は2人会派ということで決めたけど、それが全ていいのかといたら、決していいとは思っていない。だから、それはそれとして、運用はいいけど、できるだけ多くの方の意見が聞ける場を設けるということは、私はいいと思う。

○部会長（服部孝規君） ありがとうございます。

副議長はどうですか。

○副会長（中崎孝彦君） わからんで聞くんですけど、例えば鈴鹿市やと、会派の話に戻るけど、3人なんやわな。ほんで今度2人になったところは諸派というような形でやって、代表質問は諸派の2人がおってもできんというようなことで鈴鹿はなっておるんやけど。

ちらっと聞いたんやけど、確認はしていません。していませんけど、質問、議案質疑、一般質問は無会派の人が一番最後に質問してもらってずっと一緒ですけど、聞いたところによると、無会派の人は、議会が例えば4回定例会があるんですけど、その中でもその一年を通じて質問するのが1回やと、無会派の人は、というようなことしておる議会があると聞いたんですけど、そんなのあるんですかね。

○部会長（服部孝規君） ある。昔ありました、亀山で。

○副会長（中崎孝彦君） それは、今現在も、そういうふうなことで無会派の人は一年を通じて質問するのは1回だよというのは、あるんですね、現実に。

○部会長（服部孝規君） あると思います。

（発言する者あり）

○副会長（中崎孝彦君） そういうことが、僕は思うんやけど、無会派の人も今見えるんですけど、新人の人は全部無会派になっておるけど、それはやっぱり自分らの考え方があって、政治信条とかいろいろんなことがあって、勉強のために会派に入るのを戸惑っているというような面もあると思うんですけど。

やっぱり議員としてきたところが、会派が今5つ、会派があるものですから、選択肢というのはあるもので、そろそろというか、会派に入っていた方がいいかなと思うんやけどな。

○部会長（服部孝規君） これについて、改正の提案をするということによろしいか。

（「よろしいです」の声あり）

○部会長（服部孝規君） それではそのようにさせていただきます。

あと、その他ですけど、その他ありますか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） 以上で議会改革推進会議「検討部会」を閉会します。ありがとうございます。

午前11時20分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 元 年 5 月 10 日

議会改革推進会議検討部会長 服 部 孝 規